

研究助成金執行についての注意事項

- (1) 研究助成金は、本学大学院での研究計画の遂行に必要な物品の購入，旅費等に使用するものとして交付します。研究と直接関係のないものへの使用はできません。
- (2) 研究助成金は、口座への入金後から使用を開始し，所定の期日までに執行を終了してください。口座への入金前に購入・支出したものに對し，研究経費を使用することはできません。ただし，採択前に開催される学会への参加費用等のうち当該研究を進めるうえで必要不可欠な経費についても使用が認められる場合がありますので，領収書等の根拠資料は，保存しておいてください。
- (3) 研究助成金の全額又は他の経費を加算して，1個又は1組の物品を購入したり，他の経費と混ぜて旅行することはできません。また，他から旅費等の支給を受ける場合には使用しないでください。
- (4) 旅費は，通常の経路による交通費実費（グリーン料金不可），宿泊費に使用できますが，自家用車での移動に係る経費（ガソリン代，高速料金等）には使用できません。
- (5) 1点5万円以上の消耗品の購入はできません。
- (6) 謝金や人件費，謝礼には使用できません。